

衆議院比例代表選出議員選挙四国選挙区徳島県選挙分会長告示第一号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において読み替えて準用する同法第六十二条第六項の規定により、令和六年十月二十七日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙立会人について、名簿届出政党等からの届出に係る者が十人を超えるときにくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和六年十月十五日

衆議院比例代表選出議員選挙四国選挙区徳島県選挙分会長 小島周一郎

一 場所 徳島市万代町一丁目一番地 徳島県庁内 徳島県選挙管理委員会委員室

二 日時 令和六年十月二十五日 午前十時三十分